

私たちは5月に下記の提言をまとめ、政府や各政党にお示しいたしました。ただ、この案は各論について触れておらず、さらに具体的な意見を具申すべきとの声を受け、下記4分野30項目に及ぶ今回の提言に至ったところです。各界にあらましましては、何卒ご検討くださいますようお願い申し上げます。

(第1次提言再掲)

1. 国会において死因究明等推進法の後継法である死因究明等推進基本法案を早急に提案し成立させること。
2. そのうえで、政府は死因究明等推進計画に掲げられたとおり関係施策の総合的かつ計画的な推進を加速すること。
3. 基本法の事務を所掌する厚生労働省は、予算の確保を含め死因究明等に係る施策の更なる充実に向け、体制を強化すること。
4. 政府は各都道府県に置かれた死因究明等推進協議会の活性化と地方団体における個別施策の推進を支援すること。
5. 政府は死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるための施策を講じること。

以下が今回の提言です。

(1) 検案、データベース、再発防止策

1. 厚生労働省は、従来外表からの検査とされている死体検案の定義を再考し、検案の定義に画像検査、薬毒物検査等を含める可能性について検討すること。
2. 長期的には、警察署が囑託した医師中心に行われている死体検案を、法医学の専門教育を受け、かつ法医解剖実施機関と密接に連携した医師が行うよう段階的に移行すること。
3. 上記を踏まえ、先進諸国で作られているのと同様な、写真、検査結果等も含む精度の高い異状死のデータベースの作成を目標とすること。
4. 上記と並行して、現在厚生労働省で作成している死因統計の外因死を特化し、より詳細な解剖情報・検案情報・他の検査情報・周辺状況の情報を加え、「避けられる死」を防ぐためのデータベースとなるような制度設計に着手すること。
5. その際、個人情報の取扱いに十分な配慮をしたうえで、研究者や政策立案者等がアクセスできるようなものとする。
6. 上記施策と連動して、各都道府県において、各種の死亡事案の調査(デス・レビュー)を行い、類似事案の再発を予防するための方策を検討すること。
7. 長期的には、避けられる死と思料される死亡事案を調査し再発防止策を策定する機関を設立するとともに、その機関に勧告権限を付与し、勧告された対象の機関に回答義務を課すことを検討すること。

(2) 薬毒物・死後画像

1. 薬毒物検査についてどの機関でも同一の結果が得られるよう客観的な検査手法・検査基準を確立し、クォリティーコントロールの向上を図ること。
2. 警察庁と厚生労働省とが協力し、解剖を実施しない検案事例も含め分析機器を用いた本格的な薬毒物検査を死因究明の重要なツールとして位置づけること。
3. 犯罪立証のための捜査と死因究明のための調査との相違を明確に認識し、薬毒物検査、DNA 検査等諸検査の客観性・中立性を確保するため、大学等の独立機関における検査体制の確立を目指すこと。
4. 薬毒物に関する検査・分析要員の育成、大学等機関における人員の確保及び、検査機器の充実を図ること。
5. 死因究明の精度向上にとって法医解剖に先行し死後画像検査を行うことが有用であるとの認識を共有し、法医画像検査が可能な施設整備をすすめること。
6. 死後画像の読影には放射線医学と法医学の双方に専門的知見を有する医師が望ましいという事情に鑑み、正確な読影ができる医師の人材を育成・確保すること。また、法医画像を専門的に撮影できる技師の人材を育成・確保すること。
7. 死体検案に付随する死後画像検査については、その有用性と限界の双方を認識し、必要なら躊躇なく法医解剖を実施すること。

(3) 死因究明に係るその他の事項

1. 警察庁は、死因・身元調査法解剖において、一定の要件を備えた報告書の作成、薬毒物検査、組織検査、生化学検査の実施を必須とするよう運用を改めること。
2. 自損の交通事故死に関しても積極的に死因・身元調査法に基づく解剖を行うようにすること。
3. 政府は、法医病理医、法歯科医はもちろん、解剖助手等の技術職員も含めた人材の育成、人員の確保を図ること。
4. 死因究明の充実と中立性確保を図る観点から、刑事訴訟法の関連条文を検討し、長期的には刑事訴訟法から独立した死因究明・個人識別法の策定を目指すこと。
5. 司法解剖を行っている機関、法医病理医をはじめとする解剖・検査の従事者全体を考慮しつつ、法医鑑定における謝金及び経費の在り方を検討すること。
6. 死体解剖あるいは歯科所見採取時での感染リスク軽減のため、設備や装備の改善、医師・歯科医師、警察官等への研修に努めること。
7. 異状死データベースの作成や歯科所見における生前記録と死後記録の照合に資するよう、鑑定書（歯牙鑑定書も含む）の電子化・ペーパーレス化をすすめること。
8. 政府において遺族対応のためのプログラムを策定し、警察あるいは死因究明機関に、訓練を受けた看護師やソーシャルワーカーといった専門家をコーディネーターとして配置することを検討すること。

9. 診療関連死について、事故調査のために解剖の積極的実施が必要であるとの指摘に鑑み、事故調査委員会と法医との連携を強化すること。

(4) 個人識別

1. 過去の遺体取り違えの反省を踏まえ、身元の特定にあたっては、顔貌、所持品と言った主観的手段ではなく、指紋、歯科所見、DNA 型といった客観的方法で行うこと。
2. 身元不明死体（推定有を含む）である場合には、可能な限り、歯科所見を採取するよう徹底すること。
3. 身元不明死体における歯科所見採取の必要性とその利点を確実に警察官に対して教育すること。
4. 死後の歯科所見採取の検査方法および記録方法を統一し、これらの画像データ（口腔内写真、レントゲン写真、CT 画像）を一括し保管すること。
5. 平時から、複数県にまたがる大規模災害を考慮し、公的機関が主導する 47 都道府県の研修実施、研修を受けた歯科医師による歯科所見採取・照合のみ有効とし、裁判での証拠とするシステムを確立すること。
6. グローバル化に伴い、国際刑事警察機構（ICPO）式の身元確認方法を周知させるとともに、わが国への導入の可能性を検討すること。
7. 自然災害、大事故、テロ等大規模災害時を含む身元確認に際し、歯科レントゲンのみならず CT 等による死後画像が有用であることを認識し移動 CT 車を含めその活用について検討すること。

上記提言の説明

本会は 2018 年 1 月に第 1 回研究会を開き、死因・身元調査法を中心にその成立過程と現在までの運用について 6 大学からの報告に基づいて議論しました。そこでは、各地方でまったく異なった運用がなされていることが浮き彫りとなり、同時にわが国における異状死体の死因究明制度の様々な問題点が指摘されました。

死因究明にあたって最初に行われる医学的検査は死体の検案ですが、現在、異状死体の定義も明確でなく、検案に関しても、一方で CT 検案といった言葉はあるものの、検案とは外表検査であるといった説明が主流です。また、本来死因究明の大目的の一つは、類似の死亡事案を予防するところにあります。その前提となる解剖・検案に係る統計は整備されていません。再発防止に至る方法は、運輸安全委員会、消費者安全調査委員会、医療事故調査委員会等、各分野別の制度はあってもそれぞれの機能は十分とは言えず、かつ総合的に見た場合一元化された制度はありません。

死因究明には検案・解剖だけでなく、各種の検査が不可欠です。関西地方で複数人を毒物によって殺害したとされた事件など、犯罪見逃し防止の観点からも薬毒物検査は重要ですが、その運用は各地方によって大きく異なっています。今年も、薬物検査の結果睡眠剤

が検出されたことが練炭を用いた偽装自殺解明の一助となった事件がありましたし、事件性がない場合でも乱用薬物による事故、あるいは自殺など、薬毒物検査が有用な事案は多数あります。また、CT 等を利用した死後画像検査も次第に普及してきたものの、死因究明全体の中での位置づけが明確であるとは言えません。さらには、読影のミスによる死因の誤認も仄聞しています。

死因・身元調査法施行後 5 年を経過した今、諸検査実施の有無をはじめとする地域格差の拡大等様々な課題が指摘されています。交通事故関連死に対して調査法解剖の適用が少ないとの指摘もあります。死因究明等推進法が失効し、その主な内容は死因究明等推進計画に引き継がれているとは言うものの、人材育成をはじめ問題が山積していますし、それ以外にも、司法解剖制度の在り方、感染症の予防、鑑定書の電子化、ご遺族への対応など議論すべき課題があります。

新しい医療事故調査制度発足後この秋で 3 年になりますが、診療関連死に係る死因究明の在り方については議論のあるところですが、事故調査のためには解剖の積極的実施が不可欠であり、法医学の立場から連携を強化する必要があります。

一方、死因・身元調査法のもう一つの柱となる、身元確認のための個人識別についても、歯科所見や DNA 型検査等の可能な限りの情報を基にした効果的な捜査が実施されているとは言いがたい状況です。2011 年 3 月に発生した東日本大震災では、岩手県においては 8 件の身元確認における取り違えがあり、また、昨年 6 月に東京都の江戸川で見つかった身元不詳の男性についても、顔貌の確認によってご遺体を引き渡した後、その本人が現れたことにより取り違いが明らかになりました。

2018 年 4 月開催の第 2 回死因究明・個人識別システム研究会では、歯科所見を用いた身元確認を中心に 7 大学から個人識別の現状報告を行い、身元不詳である場合の情報収集の在り方についてディスカッションを行いました。その中で明らかとなった第一の問題点は、地域によって、警察が歯科所見採取の依頼をしていないところがある、言い換えれば、身元確認において、歯科所見が十分に活用されていないということでした。第二には、歯科所見と DNA 型検査の利点・欠点についての知識が警察官に不足していることでした。研究会での報告の中には、警察官から「DNA をやるのでデンタルチャートは不要です」と、そして後日「親族が DNA 検査のための試料提供に同意してくれないが、デンタルチャート採っていないのでしょうか」といった例をはじめ様々な事例が上がり問題の根深さが示されました。身元不詳である場合には、たとえ推定される人物がいたとしても、歯科所見はご遺体を茶毘に付す前に採取しておくべき必須の検査ということになります。さらに、歯科所見採取の検査・記録の方法の統一、大規模災害時への備え、国際化への対応、歯科に関する死後画像の活用などの課題があります。

以上